



Client First!
信頼と実績をモットーに
お客様と共に歩む

清友会計舎通信

株式会社清友会計舎
広島県福山市東深津町 4-9-20
TEL : 084-922-7722
Email : info@seiyu-kaikei.com
<http://www.seiyu-kaikei.com/>
第22号(2006年8月)

今年もまた暑い8月がやってきました。汗かきの筆者にとってはつらい季節です。この時期はデパートのお中元商戦たけなわですが、世の景気回復(一応表面は、ですが)を反映してか、バブル期を思い出すような高額な贈り物も売り出されているようです。さて、ここで問題です。お中元の贈り物には贈与税がかかるのでしょうか。今回は贈与税の特集を行いました。どのような場合に贈与税がかかるのか、また、その計算方法も紹介しています。ぜひ参考になさってください。先ほどの答えもこの中に載っていますので探してみてください。



知ッタク! 贈与税

贈与税がかかる場合

1. 個人から財産をもらった場合

贈与税がかからない場合

- 個人から受ける香典、年末年始や中元の贈答、祝物や見舞など(世間の一般常識を超える高額な贈与の場合は課税される)
- 離婚により相手から財産をもらった場合。
会社など法人から財産(給与・皆勤賞・備品の支給・地代家賃・懸賞金など)をもらった場合には、贈与税ではなく所得税がかかります。

2. 土地・建物・株式・ゴルフ会員権などの贈与を受け、名義を書き換えた場合

贈与税の申告を忘れがちなのがこのケースです。名義が変わることで、その財産は新たな所有者に贈与されたこととなります。この場合、その財産の時価が課税の対象になりますので、財産の名義書換の際には、当事務所にご相談ください。

3. 財産を著しく低い対価(または著しく高い対価)で譲り受けた場合

財産を時価よりも著しく低額で売買した場合には、買主に対して、買値と時価との差額分に対して贈与税がかかります。逆に、その財産を時価よりも高い価額で売買した場合には、売主に対して、売値と時価との差額に贈与税がかかります。

4. 借入金の返済を免除してもらった場合(自己破産を除く)

借金等の返済を免除してもらった場合には、その免除額に対して贈与税がかかります。

5. 自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合

その受け取った生命保険金に対して贈与税がかかります。保険金は、その保険料を受取人が負担した場合は所得税、亡くなった人が負担した場合は相続税の課税対象になります。保険の契約ごとに保険料を誰がいくら負担しているか、わかるようにしておくとよいでしょう。

夫婦や親子、兄弟姉妹の間で贈与があった場合

家族内での財産の贈与は、贈与税ではどう扱われるのでしょうか。夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者の間で生活費や教育費に充てるために取得した財産は、贈与税はかかりません。

ただ、家族内での財産のやり取りには、贈与税がかかるかどうか判断の難しいものもあります。具体的な例をあげて紹介します。

1. 親が子の入学金・授業料を出す場合

子の教育費は非課税であるため、贈与税はかかりません。

2. 祖父母が孫の入学金・授業料を出す場合

祖父母が孫の扶養義務者であれば、贈与税はかかりません。ただし、孫の親が健在であり、親が扶養義務者であれば、贈与税がかかります。

3. 親が子へ仕送りをした場合

生活費や教育費のうち、非課税となるのは、必要な都度直接これらに充てるためのものに限られます。例えば、仕送りの額が月15万円程度であれば、生活費・教育費として認められます。これが月100万円ともなると、仕送りにしては過剰であり、よって贈与税がかかります。

4. 親が子に車を買って与えた場合(名義は子、保険料や車検代も親が負担)

車の購入代や保険料、車検代は、子にとって通常の日常生活に必要な生活費であるとはいえません。よって、すべて贈与税がかかります。

5. 夫婦でマンションを購入した場合

夫婦が共同で住宅を購入するときに、実際の購入資金の負担割合と所有権登記の持分割合が異なる場合には、贈与税がかかります。

例えば、総額3,000万円のマンションを購入し、夫が2,000万円、妻が1,000万円の資金負担をし、所有権登記の持分割合を夫と妻それぞれ2分の1とした場合です。

この場合、妻の所有権は登記持分の2分の1ですから、マンション購入に際し妻が負担すべき金額は、 $3,000万円 \times 1/2 = 1,500万円$ となります。しかし、妻は1,000万円しか負担していません。よって、差額の500万円は、夫から妻へ贈与があったということになります。

この場合、所有権登記の持分割合を資金の負担割合と同じにしておけば、贈与税はかかりません。

6. 子が親から出世払いの約束でお金を借りた場合

いわゆる「出世払い」が贈与になるのかどうかは、借り受けた者の返済能力、返済状況をみて判断します。事実上金銭の貸借であることが明らかな場合は、贈与税はかかりません。借入金を証明できるものとして、借用証書を作成、保存しておくとよいでしょう。

また、子の借入金を無利息で行った場合は、その利息の額が少額である場合を除き、子は、利息相当額に対して贈与税がかかることになります。

7. 親の収入の一部を子の名義で預貯金をした場合

贈与は当事者の一方が自分の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方がこれを受諾することで成立します。よって、子が親の贈与を承諾していれば、贈与税がかかります。逆に子が幼いといった理由で親が一方的に子の名義で預貯金をしていた場合、贈与税はかかりません。その代わり、この預貯金は、親が亡くなったときに相続税がかかります。

(裏面につづく)

贈与税の計算方法

贈与税の計算方法は、次の2つがあります。

1. 通常の財産の場合

(1) 暦年課税

(財産の価額の合計額 - 110万円) × 税率 - 控除額

その年1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産(2人以上の人からもらった場合には、全員分)の合計額に対し、上記の算式で贈与税を計算します。**最高110万円までは税金がかかりません(税金がかからない場合は申告も不要です)。**

(2) 相続時精算課税

(財産の価額の合計額 - 2,500万円) × 20%

20歳以上の**子**が65歳以上の**親**からもらった財産については、世代間相続を円滑に進めるために、(1)とは別に(2)の算式で贈与税を計算することができます(税務署への届け出が必要)。ただし、(2)の方法を選択した場合には、**贈与時と相続時で、その財産に対する税金の計算がそれぞれ違ってきます。**

贈与時 上記の方法で贈与税額を計算します。**累計で2,500万円までは贈与税はかかりません(2,500万円超には一律20%の贈与税がかかります)。**

相続時 **贈与した親が亡くなったときは、(2)の方法を利用して贈与を受けた財産の価額すべてを相続税の課税価格に加算しなければなりません(2,500万円の控除は、ここでは受けられません)**(詳しくはまたの機会に説明します)。

(2)は、いわば相続税の仮計算という要素があるため、(1)と(2)の両方を選択できる場合、どちらが有利なのかは、その後予想される相続税も考慮して総合的に判断しなければなりません。

ただ、**一概には言えませんが**、贈与税の税額は相続税額よりも高くなるように設定されているため、**課税価格が高額であるときは(2)を、1年間の贈与額が110万円以下のときは(1)を選択したほうが有利です**。詳しいことは、当事務所へご相談ください。

2. 居住用不動産等の場合

(1) 暦年課税(配偶者控除) ← **夫婦間の贈与**

(財産の価額の合計額 - 2,000万円 - 110万円) × 税率 - 控除額

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用の**土地(建物)**か、その**購入資金**を贈与した場合には、110万円に加えて**最高2,000万円まで控除ができます**。

(2) 相続時精算課税(住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例) ← **親子間の贈与**

(財産の価額の合計額 - 2,500万円 - 1,000万円) × 20%

20歳以上の**子**が**親**から(親の年齢制限はなし)居住用の**土地(建物)**の**購入資金**をもらった場合には、2,500万円の特別控除のほかに**1,000万円の住宅資金特別控除を受けることができます**。詳しくは、第20号をご覧ください。

贈与税の申告(納付)

贈与があった年(1月1日から12月31日までの間)の**翌年3月15日までに申告(納付)してください**。

○最後に

以前、第14号で相続税について触れ、その際に「財産の総額と基礎控除額がわかれば、生前から相続税対策が立てやすくなる」と述べました。その相続税対策のひとつが、生前から家族へ少しずつ財産を分配していくことです。誰に、どういった財産を贈与すれば有利か、今回の特集を参考にしてください。より詳しく知りたい方は、お気軽にお尋ね下さい。
(文責 篠原俊吾)